

原告 松竹伸幸

被告 市田忠義

証拠説明書

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

2025年1月31日

被告訴訟代理人

弁護士

小林 亮 淳

同

長澤 彰 次

同

加藤 健 次

同

尾林 芳 匡

同

山田 大 輔

加藤 健次 弁護士
 小林 亮 淳 弁護士
 長澤 彰 次 弁護士
 尾林 芳 匡 弁護士
 山田 大 輔 弁護士

乙号証	標目		作成日	作成者	立証趣旨
1	2023年2月6日記者会見 反訳	写し	2025. 1. 31	被告	原告が、本件除名処分が決定された翌日に日本記者クラブで会見を開催し、その中で、「党員にたくさん読んでもらうために、定価を1000円以内にしたいよね。どうしたらいいだろう。いや印税を減らせば何とかなるかもしれないですね。本当にそうやって印税を下げてでも党員に、共産党員には年金生活者が多くて、1000円以上は出せないよねと思った。」などと発言した事実

日本記者クラブでの松竹伸幸の記者会見（2023年2月6日）から

（これ以前の部分は省略）

それで、二つ目に、除名の理由、最終的には、今日おそらく京都府委員会が決定して、私はもちろん除名された経験はありませんので、どういうものが、どうなるかわからないんですけども、おそらく決定があったら、決定したっていう通知があって、もしかしたら、通知書に理由が書かれているかもしれないですけど。あの時地区の調査は、1時間15分ぐらいだけでも、私は全体は録音しておりますので、ここで言われたこと、確認したことは全部わかっておりますけれども、少なくとも、この調査の中で、言われたのは藤田論文が、私のことを綱領に違反していると、私の主張は、それと規約に違反していると。最初、この藤田論文の線にそっていろいろ調査があり、私はそれは違うんじゃないかという反論を繰り返しながら、最後にびっくりしたのは、ここに書いてますけども、藤田論文の中にはですね、私のそういう出版したり、いろいろしたことが分派活動だということは、一言も書いていない。50年問題の教訓から、共産党は分派や派閥をつくらないということを大事にしてるといふ文脈では分派という言葉は出てきますけども、私の主張が分派だ、私の行動が分派だということは一つも書いてない。のにもかかわらずですね。それに加えて、あなたは分派活動をしているということを言われたんです。その理由はというと、この本を出して、党員に対して同調を呼びかけている。それ自体が分派活動だという、ちょっとこれを聞いたときは、啞然といたしましたけれども。分派って、その次の話になるんですけど、それは、党に隠れて何らかの主張を、主義主張を同じくするグループで連絡取り合ってみたいなことが、常識的な分派の定義だと思えますけれども。そうじゃなくて、私はただ本を出して、党員にも読んでほしいと思ったというその行為自体が分派だというふうに言われて。それだったら、もう本当に憲法の表現の自由というのは、共産党員には、全く許されていないにも等しい。それは確かに、もしこれが分派になるんだったらですね。

この本を出版されて、発売の5日後にもう増刷になりましたから、おそらくたくさんの党員の方も読んでくださっていますし、『文芸春秋』の方もいるので、こんなこと言っているかわかんないですけど、党員にたくさん読んでもらうために、定価を1000円以内にしたいよね。どうしたらいいだろう。いや印税を減らせば何とかなるかもしれないですね。本当にそうやって印税を下げてでも党員に、共産党員には年金生活者が多くて、1000円以上は出せないよねと思った。その気持ちも分派を広げる考えだみたいに言われたような気がして、本当に残念なことでした。

（これ以後の部分は省略）